

# 一般社団法人ロブレスポーツジャパン 会員規約

## 第1条 目的

一般社団法人ロブレスポーツジャパン(以下、「一社」)は、地域性を活かした夢のあるスポーツ活動を推進させることによって地域活性化を図ることを目的としている。

## 第2条 事業

一社は、上記目的のため、順次、下記のような事業および活動を展開していく。

- (1) トップアスリーの活動を支援する事業
- (2) 地域スポーツを普及・振興する事業
- (3) 競技スポーツと地域スポーツを繋いでスポーツ活動を総合的に支援する事業
- (4) その他のスポーツの普及・振興・強化のための事業
- (5) 一社が展開する事業および活動に関する広報活動

## 第3条 入会資格および会員の権利

上記目的、事業および活動展開に賛同する者は、自己の写真のウェブページ等への掲載を承諾したうえで、入会手続きを経て「会員」として、一社の提供するサービス等を受けることができる。

## 第4条 入会手続きおよび会員の継続(年度更新)

入会を希望する者は、入会申込書を記入し、入会金 5,000 円を添えて当社団に提出する。当社団がこれらを受領した時点で入会手続きが完了し、申込者は「会員」となる。

また、会員は年度ごとに当社団の定める年会費 5,000 円の支払いを完了することで、会員の継続および会員の権利を継続することとする。